

議案第 62 号

伊賀市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

伊賀市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和4年6月6日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例（令和元年伊賀市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「破損若しくは」を「破損し、若しくは」に改め、同条第3号中「めいていし」を「^{めいてい}酌^{めいてい}し」に改める。

第8条第1項第5号中「その他指定管理者」を「前各号に掲げる場合のほか、指定管理者」に改める。

第16条中「3年間」を「5年間」に改める。

別表会議室②の項の次に次のように加える。

会議室③	400円	500円	400円
------	------	------	------

附 則

この条例は、令和4年8月1日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。